

平成 31 年 3 月 22 日

株式会社北陸銀行

代表取締役 廬 栄伸 様

適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本 明夫

〒920-0362 金沢市古府 2 丁目 189 番

TEL : 076-240-1012 FAX : 076-259-5963

[連絡先] 北都法律事務所

弁護士 中 聖 子

〒920-0912 金沢市大手町 15 番 15 号

金沢第 2 ビル 6 階

TEL : 076-224-1001 FAX : 076-224-1002

### 申 入 書

当法人は、平成 29 年 5 月 15 日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法第 13 条に基づく内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体です。

今般、当法人は、貴社に対し、下記「申入れの趣旨」記載のとおり申入れ致します。つきましては、本申入れに対する貴社のご対応について、本書面到達後 1 か月以内に文書にてご回答くださいますようお願い致します。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容については、公表を予定しておりますので、その旨申し添えます。

## 第1 申入れの趣旨

当法人は、貴行のカードローンの「カードローンNOW契約書（当座貸越契約書）」第9条1項7号及び「ほくぎんカードローンクイック・マン契約規定」第14条1項7号の相続開始時の期限の利益の喪失条項を検討した結果、当該条項は消費者契約法第10条に抵触し無効であると考えます。

そのため、貴行に対し、速やかに当該条項を削除するように求めます。

## 第2 申し入れの理由

- 1 「カードローンNOW契約書（当座貸越契約書）」第9条1項7号の内容  
貴行のカードローン「カードローンNOW」は、「カードローンNOW契約書（当座貸越契約書）」という約款にて、以下のとおり、期限前の全額返還義務を定めております。

### 第9条（期限前の全額返済義務）

1. 借り主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借り主は銀行からの通知催告等がなくとも、本取引による債務の全額について期限の利益を失い、第6条の返済によらず、直ちに本取引による債務全額を返済するものとします。
  - (1) 借り主が第6条に定める返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、次の約定返済日までに元利金(損害金を含む)を返済しなかったとき。
  - (2) 借り主が支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立てがあったとき。
  - (3) 借り主が手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
  - (4) 借り主の銀行に対する預金その他債権について仮差押、保全差押

または差押の命令、通知が発送されたとき。

(5) 借り主が住所変更の届出を怠るなど、借り主の責めに帰すべき事由によって銀行に借り主の所在が不明となったとき。

(6) 本取引において保証を行っている保証会社から保証の取消または解除の申し出があったとき。

(7) 相続の開始があったとき。

そして、当法人が削除を求める第7号は、相続の開始があった場合には、それだけで、債務者は期限の利益を失い、直ちに全額返還する旨を定めています。

## 2 「ほくぎんカードローンクイック・マン契約規定」第14条1項7号の内容

また、貴行のカードローン「ほくぎんカードローンクイック・マン」は、「ほくぎんカードローンクイック・マン契約規定」という約款で、以下のとおり、期限前の全額返還義務を定めております。

### 第14条（期限の利益喪失）

借り主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借り主は銀行からの通知、催告がなくともこの契約による債務全額について当然に期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を支払うものとします。

(1)弁済金の支払いを遅滞したとき

(2)保証会社から保証中止または解約の申し出があったとき

(3)手形交換所の取引停止処分を受けたとき

(4)差押、仮差押、保全差押、仮処分、強制執行の申立てまたは滞納

処分を受けたとき

(5)支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立て等その他これに類似する手続きの申立てがあったとき

(6)住所変更の届出を怠るなど借り主の責めに帰すべき事由によって、銀行に借り主の所在が不明となったとき

(7)相続の開始があったとき

(8)本規定および銀行取引上の規定等の義務に違反したとき

(9)その他借り主の信用状態が著しく悪化したとき

そして、この「ほくぎんカードローンクイック・マン契約規定」でも、相続の開始があった場合には、それだけで、債務者は期限の利益を失い、直ちに全額返還する旨を定めております。

### 3 本件規定の問題点

#### (1) 消費者契約法上の規定

消費者契約法第10条には、「・・・その他の法令中の公の秩序に関する規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。」と定められています。

#### (2) 前段該当性について

ア 民法第896条には「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。」と定められている一方、期限の利益について定めた民法第136条、第137条には相続は期限の利益喪失事由として定められておりません。つまり、被相続人のカードローン

債務を相続人が相続する場合、民法によれば、期限の利益のある債務として相続されます。

イ ところが、本件各条項はいずれも、相続の開始があった場合には、相続人は、貴行からの通知等がなくとも一律に期限の利益を喪失し、直ちに一括弁済する義務を負うという条項であり、民法896条に比して消費者（相続人）の権利を制限し、かつ消費者（相続人）の義務を加重する規定であることは明らかです。

#### (3) 後段該当性について

ア 本件各条項が適用された場合、相続債務について分割なら支払えるが一括返済はできないという相続人は、非常に不利益な事態となります。

例えば、就職して間もなく財産がほとんどない子のみが相続人で、居住している建物と少額の預貯金だけが相続財産であるという場合に、一括返済を直ちに迫られれば、居住している建物を手放さざるを得なくなることもあります。また、保証会社による保証がなされると、居住している建物を処分してカードローン債務を弁済するまでの間、年14%を超える利息に比して高い割合の遅延損害金負担が新たに発生することになります。

イ 一方、貴行は、被相続人の死亡という偶然の事情により、保証会社からの保証により全額の返済を受けることができ、貸し倒れリスクを回避できます。

ウ 以上のように、相続の開始という事由のみで期限の利益を一律に失わせ、直ちに債務の履行を求めることが可能とする本件各条項は、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する規定というべきです。

#### (4) なお、貴行からは、カードローンは属人性の信用に対して貸付をしており、債務者が死亡した場合には当該信用がそのまま相続人に引き継が

れないのであるから、相続開始により期限の利益を喪失する旨を定める本件各条項は消費者契約法第10条に違反するものではないとの反論もあり得るかもしれません。

しかしながら、被相続人の財産はすべて相続人に承継されますので、資産という面では相続の開始前後で変化はありませんし、収入面では、むしろ増える場合もありますので、相続開始により消費者の返済能力が一律に下がるとはいえません。

また、同時に締結される保証契約からすれば、相続の開始により貴行は貸し倒れリスクを免れる一方、相続人に予期せぬ遅延損害金を負担させ得るものであることから、結局は消費者契約法第10条が禁止する条項であることに変わりはありません。

(5) したがって、本件各条項は、消費者契約法第10条に反した規定であると考えます。

#### 4 結語

以上のとおり、当法人は、貴行に対し、本件各条項の利用を速やかに停止するか、又は、本件各条項を消費者契約法第10条に適合する形で改められることを求める旨、申し入れ致します。

また、貴行の約款には、他にも相続開始時の期限の利益喪失条項が散見されることから、同様に対応をお願いいたします。

以上